

# 自転車のマナーアップで事故防止!!

## 自転車利用者の

乗車用ヘルメット着用は、

努力義務となっています。

(※中学生以下の子の着用は義務)

万が一の交通事故に備え、

被害軽減に有効な

ヘルメットを

着用しましょう。

## Point 1

## ヘルメットの着用

中学生以下の子の着用は保護者に義務

## 自転車損害賠償

保険等への加入は、

全ての自転車利用者の

義務となっています。

自転車事故で、他人にけがを

負わせたときに相手方を補償する

保険に必ず加入しましょう。

## Point 2

## 自転車損害賠償

## 保険等への加入

かごしま自転車条例を遵守して、自転車を安全に利用しましょう!



「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の詳細は、鹿児島県ホームページを!

問合せ先

鹿児島県 生活・文化課 ☎099-286-2523



### Point 3

**自転車は、車道が原則、歩道は例外**

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



車道は左側を走行

自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道は例外



### Point 5

**歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**

【罰則】2万円以下の罰金又は科料



車道よりをほしりましょう

自転車歩道通行できる場合  
次のような場合は、自転車が歩道を通行できます。



1 道路標識や道路標示で自転車が歩道を通行することができることとされているとき



2 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が自転車を運転するとき



3 自転車の通行の安全を確保するため、やむを得ないと認められるとき

# 正しい自転車の基本ルール

## 自転車も乗れば車のなかま

### Point 7

**これもルール違反**

【罰則】5万円以下の罰金

運転者の遵守事項に関する主なルール  
(鹿児島県道路交通法施行細則第12条)

傘差し運転等禁止



携帯電話等使用禁止



ヘッドホン等使用禁止



### Point 4

**車道は左側を走行**

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。



### Point 6

**安全ルールを守る**

● **飲酒運転は禁止**

自転車も飲酒運転は禁止です。酒気を帯びて運転してはいけません。



● **並進は禁止**

「並進可」の標識があるところ以外では、横に並んで走ってはいけません。



【罰則】2万円以下の罰金又は科料

● **二人乗りは禁止**

例外を除いて、二人乗りをしてはいけません。



【罰則】2万円以下の罰金又は科料

例外的に二人乗りなどが認められる場合

- 幼児用座席に幼児を1人乗車させ、16歳以上の人が運転
- 4歳未満の幼児1人をひもなどで確実に背負って、16歳以上の人が運転
- 幼児二人同乗自転車用座席に幼児2人までを乗車させ、16歳以上の人が運転



● **夜間はライトを点灯**

夜間に自転車を運転する場合は、前照灯および尾灯（または反射器材）をつけなければいけません。



【罰則】5万円以下の罰金